

## 松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年松江市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(入所した者及び職員の健康診断)	(入所した者及び職員の健康診断)
第16条 略	第16条 略
2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該 <u>健康診断等</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。	2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断_____が行われた場合であって、当該 <u>健康診断</u> _____がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断</u> _____の結果を把握しなければならない。
児童相談所等における入所した児童に対する	児童相談所等における入所した児童に対する

る児童の入所前の健 康診断	る入所時の健康診断	る児童の入所前の健 康診断	る入所時の健康診断
児童が通学する学校 における健康診断	定期の健康診断又は 臨時の健康診断	児童が通学する学校 における健康診断	定期の健康診断又は 臨時の健康診断
乳児又は幼児(以下 「乳幼児」という。)に 対する健康診査	入所した乳幼児に対 する入所時の健康診 断、定期の健康診断又 は臨時の健康診断		

3・4 略

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 16 条の 2 母子生活支援施設は、当該施設  
の設置者が入所中の児童に係るこども家  
庭庁長官が定める給付金(以下この条にお  
いて「給付金」という。)の支給を受けたと  
きは、給付金として支払を受けた金銭を次  
に掲げるところにより管理しなければな  
らない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに  
準ずるもの(これらの運用により生じた  
収益を含む。以下この条において「児童  
に係る金銭」という。)をその他の財産と  
区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣  
旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の收支の状況を明ら  
かにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速や  
かに、児童に係る金銭を当該児童に取得  
させること。

(母子支援員の資格)

第 28 条 母子支援員は、次の各号のいずれ

3・4 略

(母子支援員の資格)

第 28 条 母子支援員は、次の各号のいずれ

<p>かに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育士<u>(法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある母子生活支援施設にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)。第 32 条第 2 項において同じ。)の資格を有する者</u></p> <p>(3)～(5) 略 (職員)</p> <p>第 36 条 保育所には、保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある保育所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 略 附 則 1～6 略 7 認定地方公共団体の区域内にある保育所についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該保育所が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。</p>	<p>かに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育士_____</p> <p>_____の資格を有する者</p> <p>(3)～(5) 略 (職員)</p> <p>第 36 条 保育所には、保育士_____</p> <p>_____, 嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 略 附 則 1～6 略</p>
---	---

(松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松江市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる</u>  <u>健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、当該<u>健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる</u>  <u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>  この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>  <u>の結果を把握しなければならない。</u></p> <p>児童相談所等における利用乳幼児に対する乳児又は幼児(以下利用開始時の健康診断「乳幼児」という。)の</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断</p> <p><u>が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>  この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>

利用開始前の健康診断 乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
3・4 略 (職員) 第 24 条 略 2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士 <u>法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)</u> 又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略	3・4 略 (職員) 第 24 条 略 2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略	
3 略 (職員) 第 30 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士 <u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u> 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただ	3 略 (職員) 第 30 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士_____ _____ _____ _____ _____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただ	

し、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かなければないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童  
おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 略

3 略

(職員)

第 32 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所  
(以下「小規模保育事業所 B 型」という。)  
には、保育士認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 B 型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあっては、調理員を置かなければないことができる。

し、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かなければないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童  
おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次項において同じ。)

(4) 略

3 略

(職員)

第 32 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所  
(以下「小規模保育事業所 B 型」という。)  
には、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあっては、調理員を置かなければないことができる。

<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第 45 条 保育所型事業所内保育事業所には、 保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第 48 条 事業所内保育事業(利用定員が 19 人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士<u>(認定地方公共団体</u></p>	<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次項において同じ。)</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第 45 条 保育所型事業所内保育事業所には、 保育士_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第 48 条 事業所内保育事業(利用定員が 19 人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士_____</p>
---	--

の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

附 則

1~8 略

9 附則第 6 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項及び附則第 11 項において「小規模保育事業所 A 型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引い

その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する島根県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 17 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

附 則

1~8 略

9 附則第 6 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項及び附則第 11 項において「小規模保育事業所 A 型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引い

<p>て得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 略</p> <p><u>11 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。</u></p>	<p>て得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 略</p>
--	--

(松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年松江市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u></p> <p>_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年松江市条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないも

のは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第 10 条 略	第 10 条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
(1) 保育士 <u>(法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士)</u> の資格を有する者	(1) 保育士_____
(2)～(10) 略	
4・5 略 (虐待等の禁止)	
第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第 33 条の 10 第 1 項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第 33 条の 10 各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年松江市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄

に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) <u>第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (職員の数等)	
第5条 略 2 略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。	(職員の数等) 第5条 略 2 略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。
略	略
備考 (1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第4項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(同法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同法第18条の1	備考 (1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第4項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(

8第3項に規定する保育士登録又は当該認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録。以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) 略

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第22条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 略

(園舎に備えるべき設備)

第7条 略

2 略

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第22条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) 略

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第23条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 略

(園舎に備えるべき設備)

第7条 略

2 略

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第23条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4~7 略	4~7 略  <u>(虐待等の禁止)</u>  <u>第18条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>
<u>第18条</u> 略  (食事)	<u>第19条</u> 略  (食事)
<u>第19条</u> 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法( <u>第24条</u> )の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならぬ。	<u>第20条</u> 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法( <u>第23条第2項</u> )の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならぬ。
2~5 略	2~5 略
<u>第20条・第21条</u> 略  (食事の提供の特例)	<u>第21条・第22条</u> 略  (食事の提供の特例)
<u>第22条</u> 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、 <u>第19条第1項</u> の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。  (1)~(5) 略	<u>第23条</u> 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、 <u>第20条第1項</u> の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。  (1)~(5) 略
<u>第23条~第25条</u> 略	<u>第24条~第26条</u> 略

(松江市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第6条 松江市認定こども園の認定要件に関する条例（平成30年松江市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員の資格の基準)	(職員の資格の基準)
第8条 職員の資格の基準は、次に掲げるとおりとする。	第8条 職員の資格の基準は、次に掲げるとおりとする。
(1) 職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士 <u>当該認定こども園が児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある場合にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下同じ。)</u> の資格を有する者とすること。	(1) 職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士_____
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
(教育及び保育の内容の基準)	(教育及び保育の内容の基準)
第10条 認定こども園における教育及び保育の内容の基準は、次に掲げるとおりとする。	第10条 認定こども園における教育及び保育の内容の基準は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10第1項各号(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該子どもの身心に有害な影響を与える行為を行わないこと。	(4) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該子どもの身心に有害な影響を与える行為を行わないこと。
(5) 略	(5) 略

(松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改

正)

第7条 松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年松江市条例第90号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(従業者の員数) <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者 (以下「指定児童発達支援事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準府令」という。)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)。以下この条において同じ。)</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、</p>	(従業者の員数) <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者 (以下「指定児童発達支援事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準府令」という。)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士_____</p> <p>_____ 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、</p>

<p>それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ 略 (2) 略</p>	<p>2~9 略</p>	<p>第 7 条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40 人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第 3 号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第 4 号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 略 (2) 児童指導員及び保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。)</u></p>	<p>ア～ウ 略 (3)～(5) 略</p>	<p>2~9 略 (健康管理)</p>
<p>第 34 条 略</p>	<p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 4</p>	<p>0 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」</p>
<p>それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ 略 (2) 略</p>	<p>2~9 略</p>	<p>第 7 条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40 人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第 3 号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第 4 号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 略 (2) 児童指導員及び保育士_____</p>	<p>ア～ウ 略 (3)～(5) 略</p>	<p>2~9 略 (健康管理)</p>
<p>第 34 条 略</p>	<p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断_____</p>	<p>_____</p>

という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

### 3 略

(従業者の員数)

第 55 条の 6 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士(認定地方公共団体の区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域

\_\_\_\_\_が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

### 3 略

(従業者の員数)

第 55 条の 6 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士\_\_\_\_\_

---



---



---

限定保育士。以下この号において同じ。)

基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ 略

(2) 略

2・3 略

(従業者の員数)

第 67 条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士認定地方公共団体の区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この条において同じ。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ 略

(2) 略

2~8 略

基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ 略

(2) 略

2・3 略

(従業者の員数)

第 67 条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ 略

(2) 略

2~8 略

<p>(従業者の員数)</p> <p>第 72 条の 3 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士<u>認定地方公共団体の区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。以下この号において同じ。)</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 72 条の 3 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士_____</p> <p>_____ 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第 72 条の 8 略</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士<u>認定地方公共団体の区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士)</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 72 条の 8 略</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

<p>の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>	<p>の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>
3 略	3 略

(松江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 松江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年松江市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u></p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。